改正後	改正前
（署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の様式） **第十一条**　署名用電子証明書（法第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。以下同じ。）及び利用者証明用電子証明書（法第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）の様式は、ＩＴＵ―Ｔ勧告Ｘ．５０９（０３／２０００）に準拠するものとし、署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項は、署名用電子証明書の拡張領域に記録するものとする。	（署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の様式） **第十一条**　署名用電子証明書（法第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。以下同じ。）及び利用者証明用電子証明書（法第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）の様式は、ＩＴＵ―Ｔ勧告Ｘ．５０９（０３／２０００）に準拠するものとし、署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項は、署名用電子証明書の拡張領域に記録するものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十六日）から施行する。

○総務省告示第七十号

住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第十二条の規定に基づき、昭和三十八年自治省告示第百十七号（街区方式による住居表示の実施基準）の一部を改正する件を次のように定める。

令和八年三月九日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第２　表示板の基準 ［１　略］ ２　街区表示板 街区表示板を設置する場合には、次によるものとすること。 ⑴　設置場所 街区表示板は、歩行者、諸車から見やすいところに設けるものとし、各街区の少なくとも一の建物等の適当な箇所又は標柱にはりつけ、原則として表示板の下端が地上おおむね1.6メートルになるようにするものとすること。この場合において、街区表示板の周辺１メートル以内に他の表示板等がないように留意して設けることが適当であること。 ⑵　寸法及び表記 市町村名の表記を必要とするものの寸法は、原則として、縦660ミリメートル、横120ミリメートル、市町村名の表記を必要としないものの寸法は、原則として、縦560ミリメートル、横120ミリメートルとし、別紙１のとおり縦の表記とすること。 ［⑶～⑸　略］ ⑹　その他 イ　国際観光等の点で便宜をはかる意味から町の名称をローマ字によつて表示しようとする場合は、街区表示板の下に密着して別紙３のとおり補助板をつけて行なうものとする。ローマ字及び数字の書体は、ユニバース・メデユウムを用い、色彩等については街区表示板の例によるものとすること。また、ローマ字については、語頭に大文字を、その他には小文字を用い、そのつづり方は令和７年12月22日内閣告示第４号「一般の社会生活において現代の国語を書き表すためのローマ字のつづり方のよりどころ」によること。 ［ロ　略］ ［３　略］	第２　表示板の基準 ［１　同左］ ２　街区表示板 街区表示板を設置する場合には、次によるものとすること。 ⑴　設置場所 街区表示板は、歩行者、諸車から見やすいところに設けるものとし、各街区の角付近の建物等の適当な箇所又は標柱にはりつけ、原則として表示板の下端が地上おおむね1.6メートルになるようにするものとすること。この場合において、街区表示板の周辺１メートル以内に他の表示板等がないように留意して設けることが適当であること。 ⑵　寸法及び表記 市町村名の表記を必要とするものの寸法は、縦660ミリメートル、横120ミリメートル、市町村名の表記を必要としないものの寸法は、原則として、縦560ミリメートル、横120ミリメートルとし、別紙１のとおり縦の表記とすること。 ［⑶～⑸　同左］ ⑹　その他 イ　国際観光等の点で便宜をはかる意味から町の名称をローマ字によつて表示しようとする場合は、街区表示板の下に密着して別紙３のとおり補助板をつけて行なうものとする。ローマ字及び数字の書体は、ユニバース・メデユウムを用い、色彩等については街区表示板の例によるものとすること。また、ローマ字については、語頭に大文字を、その他には小文字を用い、そのつづり方は昭和29年12月９日内閣告示第１号「国語を書き表わす場合に用いるローマ字のつづり方を定める告示」によること。 ［ロ　同左］ ［３　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から適用する。